## 議員提出議案第15号

経営・管理ビザ制度の抜本的な見直しに関する意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月30日

大阪市会議長 杉 村 幸太郎 様

提出者

尚	田	妥	知	出雲	輝	英	今	田	信 行	高	Щ	美 佳
たじ	けち	博	幸	藤田	ある	きら	金	子	恵美	坂	井	はじめ
木	下		誠	ホンダ	リ	工	高	見	亮	松	田	まさとし
西		徳	人	佐々木	哲	夫	辻		義隆	永	田	典 子
荒	木		肇	永 井	啓	介	森	Щ	よしひさ	田	中	ひろき

(別 紙)

令和7年9月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総 務 大 臣 各あて 法 務 大 臣

大阪市会議長 杉 村 幸太郎

経営・管理ビザ制度の抜本的な見直しに関する意見書

経営・管理ビザは、本来、健全な外国人起業家や経営者等を受け入れ、国外投資を呼び込むとともに我が国における産業発展ひいては経済発展に資することを目的とする制度である。その目的を果たすためには適切な制度運営が不可欠であるものの、昨今、当該ビザの取得要件にかかる適正性をいかに担保するかが大きな課題となっている。

一部の報道では、特区民泊の経営・管理を移住目的としたケースも取り沙汰されているが、実態を伴わない事業形態による制度悪用は、特定の業種に限らず幅広い分野で発生し得る。安易な受入れが社会保障制度や地域社会に過度な負担をもたらせば、社会構造の持続可能性を損ない、国家としての競争力をも揺るがしかねない。

また、国際競争力の強化が求められる現代においては、こうした制度の健全化こそが重要な課題であり、国は戦略的な外国人受入れの観点からも早急に抜本的な見直しを行うべきである。

よって国におかれては、以下の点を含む抜本的な制度見直しを早期に行うよう強く求める。

- 1. 資本金要件については、現行の500万円から3,000万円への引き上げにとどまらず、シンガポール等との国際比較を踏まえ、より厳格な水準が必要か再検証するとともに、形式的な入金による要件充足を防止する仕組みを導入すること。また、既存の発給ビザについても猶予期間を設けた上で、更新時には同様の要件を適用すること。
- 2. 真に日本経済に資する事業とするため、複数名以上の常勤雇用を求め、その対象は日本在住で、一定以上の日本語能力を有し、行政・社会対応が可能な人材とすること。
- 3. 経営・管理ビザの対象を、我が国において国外投資を呼び込み経済的発展に寄与する 事業に限定するとともに、事業内容の事前審査と事後モニタリングを強化し、実態を 伴わない法人や形式的要件のみで認定されることがないようにすること。
- 4.経営・管理ビザを含む外国人受入れに関する政策は、社会保障制度や経済政策、地方 自治にも影響を与える人口政策として検討されるべきであり、社会構造上の負担とな るような受入れを防ぐこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。